

障害福祉NEWS

2020年12月 通巻No. 33

頒価 100円

目次

【国内ニュース】

- ・ [厚労省] 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性を発表
- ・ [厚労省] 労働者協同組合法成立
- ・ [文科省] 「学校施設バリアフリー化推進指針」改訂
- ・ [文科省] 小中学校等のバリアフリー状況（速報値）を公表
- ・ [内閣府] 「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について」公表
- ・ [内閣府] バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰式を開催
- ・ [文化庁] 著作権法のデジタル・ネットワーク化についての中間まとめ
- ・ [総務省] 電話リレーサービス法施行
- ・ [バリアフリー] 羽田空港にカムダウン・クールダウンスペースを設置
- ・ [福祉機器] レーザ網膜投影デバイスを使った写真展

【海外情報】

- ・ [米国] 運輸省が介助動物との空の旅に関する最終規則を発表
- ・ [米国] アムトラックが鉄道駅のアクセシビリティ改善に合意
- ・ [米国] 海軍が特別教育を必要とする軍人の子どものための弁護士を雇用
- ・ [英国] スコットランド政府が児童障害手当の支給開始時期を公表
- ・ [オーストラリア] クイーンズランド州で障害者サービス従事者の監視を強化する法律が成立
- ・ [カンボジア] 障害者に運転免許証発行
- ・ [ラオス] 障害者人口統計を公表

【情報フォルダー】

- ・ 高次脳機能障害者に対する諸外国の支援事情

神奈川工科大学 小川 喜道



[厚労省] 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性を発表

令和2(2020)年12月11日、障害福祉サービス等報酬改定検討チームは、「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について」を公表しました

同検討チームは、令和2年2月から17回にわたって議論を行うとともに、46の関係団体からヒアリングを実施した上で、下の主要事項を中心に、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について基本的な考え方の整理を行いました。

各主要事項と注目される改定項目などは次のようになっています。

1. 障害者の重度化・高齢化を踏まえた障害者の地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等
 - (1) 共同生活援助における重度化・高齢化に対応していくための報酬の見直し
強度行動障害者に対する重度障害者支援加算の拡充、夜間支援等体制加算の見直し 等
 - (2) 自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し
 - (3) 地域生活支援拠点等の機能の充実を図るための見直し
 - (4) 生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し
重症心身障害者を支援している場合に新たな評価導入 等
 - (5) 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し
2. 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細やかな対応
 - (1) 効果的な就労支援に向けた報酬・基準等の見直し
就労移行支援における基本報酬の算定に係る実績(「就労定着率」)の算定方法の見直し、就労定着支援における基本報酬の支給要件(「利用者との対面による1月1回(以上)の支援」)の見直し、就労継続支援A型における基本報酬の算定に係る実績(「1日の平均労働時間」)の見直し、就労継続支援B型の基本報酬体系の類型化、就労継続支援から一般就労への移行に対する更なる評価の設定 等
 - (2) 在宅生活の継続や家族のレスパイト等のニーズに対応した短期入所の受入体制の強化
 - (3) 施設入所支援における口腔衛生管理、摂食・嚥下機能の支援に係る評価
 - (4) 訪問系サービスにおける利用者のニーズへのきめ細やかな対応
重度訪問介護における自動車によって障害者を移送する場合の駐停車時の緊急支援の評価、重度障害者等包括支援の対象者要件の見直し 等
3. 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進
 - (1) 医療的ケアが必要な障害児への支援
医療的ケア児に係る判定基準の見直し、障害児通所支援における医療的ケア児の基本報酬区分の設定 等
 - (2) 放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し
基本報酬の体系の見直し、ケアニーズの高い障害児への支援及び専門職による支援の評価 等
 - (3) 児童発達支援の報酬等の見直し
児童発達支援センターの基本報酬の見直し 等
 - (4) 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し
障害児入所施設の18歳以上の入所者の地域移行の推進に係る報酬等の見直し 等
4. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進
地域移行実績の更なる評価、可能な限り早期の地域移行支援の評価、医療と福祉の連携の促進、ピアサポートの専門性の評価 等
5. 感染症や災害への対応力の強化等
 - (1) 日頃からの備えや業務継続に向けた取組を推進するための運営基準の見直し
 - (2) 支援の継続を見据えた運営基準や加算算定の要件の緩和
6. 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し
 - (1) 制度の持続可能性を確保しつつ適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し
 - (2) 障害福祉現場の人材確保・業務効率化
 - (3) その他経過措置の取扱い 等

なお、具体的な改定内容については、介護報酬における対応等を踏まえつつ、今後の予算編成過程を経

て決定されるとのことです。

詳しくは次のサイトをご覧ください。(寺島) <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000704861.pdf>

[厚労省] 労働者協同組合法成立

令和2(2020)年12月4日、「労働者協同組合法(ワーカーズ法、労協法)」(令和2年法律第78号)が参議院で可決され成立しました。公布日は令和2年12月11日です。

同法は、令和2年10月26日に後藤茂之衆議院議員らにより提案され、令和2年11月24日には衆議院で全会一致で可決されていました。

労働者協同組合(以下「組合」)は、次に掲げる基本原理に従い事業が行われます。

- ①組合員が出資すること
- ②その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること
- ③組合員が組合の行う事業に従事すること

また、組合は、営利を目的としてその事業を行ってはならないこととされています。

さらに、次に掲げる要件を備えなければならないとされています。

- ①組合員が任意に加入し、又は脱退することができること
- ②組合とその行う事業に従事する組合員との間で労働契約を締結すること
- ③組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること
- ④組合との間で労働契約を締結する組合員が総組合員の議決権の過半数を保有すること
- ⑤剰余金の配当は、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行うこと

既存の同様の法人に比べ、組合員が出資できることと簡便に設立できるという特徴があります。(下図)

	企業組合	NPO 法人	労働者協同組合
出資	○	×	○
設立	認可主義	認可主義	準則主義

同法は、2年以内に施行されることになっています。

詳しくは次のサイトをご覧ください。(寺島) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14982.html

[文科省]「学校施設バリアフリー化推進指針」改訂

令和2(2020)年12月25日、文部科学省は、「学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けて～誰もが安心して学び、育つことができる教育環境の構築を目指して～」という報告書と「学校施設バリアフリー化推進指針」の改訂版を公表しました。

同省は、本年5月20日に改正された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」により、「特別特定建築物」に小中学校が追加されたこと等を受けて、「既存施設を含めた学校施設におけるバリアフリー化等の推進方策について検討するため、学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議(主査:高橋儀平 東洋大学名誉教授)」を設置し検討を行ってきました。

このたび、同会議における報告書が取りまとめられたものです。

また、同報告書を踏まえ、学校施設バリアフリー化推進指針が改訂されました。

同報告書では、学校施設のバリアフリー化に関する整備目標案として、総学校数の約95%に相当する小中学校で車椅子利用者用トイレを設置することや要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校の校舎にエレベーターを整備する(総学校数の約40%に相当)こと等が提言されています。

また、指針の主な改正内容は、下のようになっています。

第1章 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方

1 学校施設のバリアフリー化等の視点

- ・インクルーシブ教育システムの理念を構築し、障害のある児童生徒等の教育環境を充実していく重要性を明記。
- ・バリアフリー法改正を踏まえ、既存施設も含めた学校施設のバリアフリー化を一層推進していく重要性を明記。
- ・校舎や屋内運動場などの建物内部はもとより、敷地内の経路等も含めたバリアフリー化の重要性を明記。
- ・障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習の円滑な実施への配慮の重要性を明記。
- ・良好な避難生活など求められる防災機能を発揮できる学校施設として計画していくことの重要性を明記。

2 既存学校施設のバリアフリー化の推進

・バリアフリー化の整備計画の策定に際し、学校施設を利用する地域の障害者、高齢者、妊産婦等の意見を聞き、検討することの有効性を明記。

・バリアフリー化の整備計画の策定に際し、学校施設のバリアフリー化の現状に加え、配慮を要する児童生徒や教職員の在籍状況、避難所の指定状況等を調査し、安全かつ円滑な利用に対する障壁を的確に把握すること、重点的・優先的に対応すべき施設・設備を明確化し整備目標を設定すること等の重要性を明記。

・学校施設の長寿命化改修の機会の活用を含めたバリアフリー化の重要性を明記。

第2章 学校施設バリアフリー化等に係る計画・設計上の留意点

・使いやすく、安全で快適な各室計画となるよう、教室等の計画や、移動しやすい屋内の通路、円滑に利用できる階段、トイレの洋式化、車椅子使用者用トイレ、出入口の整備など、計画・設計上の留意点を追記。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/059/mext_00001.html

[文科省]小中学校等のバリアフリー状況(速報値)を公表

令和2(2020)年12月10日、文部科学省は、「公立小中学校施設におけるバリアフリー化の状況調査の結果(速報値)」を公表しました。

調査時点は令和2年5月1日、調査対象は全国の公立の小中学校、義務教育学校、及び中等教育学校の前期課程とその設置者です。

調査内容は、次の通りです。

- ・バリアフリー化の状況(車椅子使用者用トイレ・スロープ等による段差解消・エレベーター)
- ・バリアフリー化に関する整備計画の策定状況
- ・バリアフリー化の予定

調査結果によれば、校舎全体で見るとの車椅子使用者用トイレの設置割合は65%、同じくエレベーターは27.1%でした。また、配慮が必要な児童生徒や教職員が在籍する学校では、車椅子使用者用トイレの設置割合は78.0%、同じくエレベーターは40.5%でした。

また、計画や方針等がある学校設置者14.9%(269設置者/1,810設置者)でした。

さらに、バリアフリー化の予定については、令和2年度の整備予定割合は、車椅子使用者用トイレの設置割合は整備済みを含めて66.3%、同じくエレベーターは27.3%でした。

詳しくは次のサイトをご覧ください。https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/1419963_00001.html

[内閣府]「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について」公表

令和2年12月24日、内閣府は、令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループによる「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)」を公表しました。

内閣府は、令和2年3月「令和元年台風第19号等を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について(報告)」において、台風第19号等から課題を教訓とし、高齢者や障害のある人等の避難の実効性の確保に向けた取組(避難行動要支援者名簿の活用、地区防災計画の促進等)を自治体に促すこと等としました。また、制度的な検討が必要な取組について、「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」と「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」を設置し令和2年度以降も検討を行ってきました。今回のとりまとめは、後者のものです。

とりまとめの内容として注目されるのは次の点です。

- ・避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、地域の鍵となる人や団体と連携する。
- ・個別計画について、制度上、市区町村が策定に努めなければならないものとして位置付け、さらに取組を促進する。
- ・事前に避難先である福祉避難所ごとに受入れ者の調整等を行い、福祉避難所等への直接の避難を促進する。

・事例集など地区防災計画の普及啓発の取組とともに、計画素案作成を支援する仕組み、人材の育成の仕組みを構築する。

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島)

<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/koreisubtyphoonworking/index.html>

[内閣府]バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰式を開催

令和2(2020)年 12 月 16 日、内閣総理大臣公邸大ホールにおいて、令和2年度バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰式(第 19 回)が行われました。

この表彰は、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰要領(平成 13 年 11 月 6 日)[平成 29 年 4 月 3 日一部改正]に基づいて実施されるもので、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進について顕著な功績のあった者を顕彰し、優れた取組を広く普及させることを目的としています。

受賞者は次のとおりです。(敬称略)

○内閣総理大臣表彰(2 件)

株式会社 アステム

東急電鉄株式会社

○内閣府特命担当大臣表彰優良賞(3 件)

岡山放送株式会社「手話が語る福祉」制作チーム

セイコーウオッチ株式会社

Palabra 株式会社

○内閣府特命担当大臣奨励賞(4 件)

奥山 梨衣

神奈川トヨタ自動車株式会社

大日本印刷株式会社

特定非営利活動法人 福祉住環境ネットワークこうち

詳しくは次のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://www8.cao.go.jp/souki/barrier-free/r02hyoushou/index.html>

[文化庁]著作権法のデジタル・ネットワーク化についての中間まとめ

令和 2(2020)年 12 月 4 日、文化審議会著作権分科会法制度小委員会は、「図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する中間まとめ」を公表しました。

著作権法第 31 条に規定する図書館関係の権利制限規定については、従来から、デジタル化・ネットワーク化に対応できていない部分があるとの指摘がされていましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等により、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスなどについてのニーズが顕在化したとして、「知的財産推進計画 2020(令和 2 年 5 月 27 日知的財産戦略本部決定)」において、図書館関係の権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとすることが短期的に結論を得るべき課題として明記されました。

そこで、本委員会は、①入手困難資料へのアクセスの容易化(法第 31 条第 3 項関係)、②図書館資料の送信サービスの実施(法第 31 条第 1 項第 1 号関係)という 2 つの課題について、幅広い関係者(図書館等関係者、研究者(図書館等の利用者)、権利者)からのヒアリングを行った上で、集中的に議論を進めてきました。

検討結果は次のとおりです。

①入手困難資料へのアクセスの容易化については、権利者の利益を不当に害しないことを前提に、国立国会図書館が、一定の条件の下で、絶版等資料のデータを利用者に直接インターネット送信することを可能とする。

②図書館資料の送信サービスの実施については、権利者の利益保護の観点から厳格な要件を設定すること及び補償金請求権を付与することを前提とした上で、図書館資料のコピーを利用者にFAXやメール等で送信することを可能とする。

同まとめは、2020 年 12 月 4 日から 2020 年 12 月 21 日までパブリックコメントにかけられました。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/92686401.html

[総務省]電話リレーサービス法施行

令和 2(2020)年 12 月 1 日、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和 2 年法律第 53 号)」が施行されました。

同法は、公布の日(令和 2 年 6 月 12 日)から起算して 9 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされており、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の施行期日を定める政令」(令和 2 年 11 月 20 日政令第 330 号)により、令和 2 年 12 月 1 日施行とされていました。

また、総務省は、令和 2 年 9 月 15 日から同年 10 月 14 日まで施行規則案及び算定告示案に関して、また、令和 2 年 9 月 19 日から同年 10 月 19 日まで基本方針の案に関してパブリックコメントを募集しており、それらに基づき、同日、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則」(令和 2 年総務省令第 110 号)、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する施行規則第二十八条の規定に基づき、総務大臣が別に告示する方法を定める件(算定告示)」(令和 2 年総務省告示第 371 号)及び「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針(基本方針)」(令和 2 年総務省告示第 370 号)が官報に掲載され公布・施行されました。

また、令和 2 年 12 月 2 日から電話リレーサービス提供機関の指定及び電話リレーサービス支援機関の指定の申請の受付を開始しました。

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島)

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/telephonerelay/shiryo1.html

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000373.html

[バリアフリー]羽田空港にカームダウン・クールダウンスペースを設置

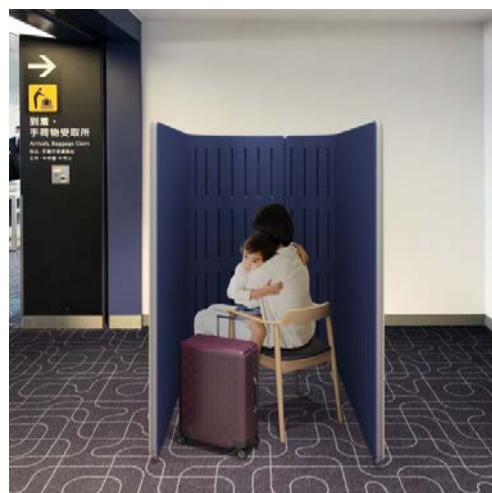
日本空港ビルディング株式会社によれば、同社は令和 2 年(2020)年 12 月 3 日の国際障害者デーに、ユニバーサルデザインサービス施設として「カームダウン・クールダウンスペース」を設置したとのことです。

「カームダウン・クールダウンスペース」は、他者からの視線が遮られた場所で、発達障がい、知的障がい、精神障がいの方等が気持ちを落ち着かせるために有効なスペースとされています。

羽田空港第1・第2ターミナル国内線手荷物検査場通過後の保安区域内に、4 か所設置されます。航空会社を問わず、誰でも利用できます。(予約不要)。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

https://www.tokyo-haneda.com/site_resource/whats_new/pdf/00007908.pdf



[福祉機器]レーザ網膜投影デバイスを使った写真展

半導体レーザ及び応用製品の企画・設計開発・製造・販売を行う株式会社 QD レーザ(キューディーレーザ)(本社:神奈川県川崎市)は、同社が開発したレーザ網膜投影デバイスを使ってロービジョン者が撮影した写真の展示会を下のように開催中です。

展示会名称:「With My Eyes」作品展示会

日時:令和 2(2020)年 12 月 21 日(月)~2021 年 1 月上旬(予定)

※鑑賞可能日時は、Zoff 原宿店開店日時に準じる

会場:Zoff 原宿店 東京都渋谷区神宮前6丁目35-3 コープオリンピア 1F

レーザ網膜投影とは、瞳孔を通して入射した微弱なレーザ光で、直接網膜に映像を描き出すという新しい技術です。眼の水晶体の障害などで網膜にうまく結像できない場合に、この技術を用いて直接結像させることで見ることを可能にするものです。

このデバイスをカメラに取り付けて使用します(写真)。この取り組みは、三井物産、インターメスティック、



ジェイエアなどの企業 6 社と連携し全世界 2.5 億人のロービジョン者の“見えづらい”を“見える”に変えるプロジェクト「With My Eyes」の第1弾として位置付けられており、ロービジョン者がレーザ網膜投影デバイスで写真撮影に挑んだ様子をおさめたドキュメントムービーも公開されています。

詳しくは次のサイトをご覧ください。(寺島) <https://www.qdlaser.com/news/610/>

海外情報

[米国]運輸省が介助動物との空の旅に関する最終規則を発表

2020年12月2日、米国運輸省は、安全でアクセスシブルな航空輸送システムを確保するために、航空会社アクセス法(Air Carrier Access Act : ACAA)の介助動物の空輸に関する規則を改正すると発表しました。介助動物と一緒に飛行機で旅行することに関する最終規則となります。

同省は、障害者、航空会社、客室乗務員、空港、その他の航空輸送関係者、およびその他の一般市民から同規則案に対する15,000を超えるパブリックコメントを受け取っており、それを踏まえて最終的に規則を改正するものです。

その内容は次のようになっています。

- ・介助動物を、障害者の利益のために仕事をするように個別に訓練された犬と定義した。そのために、情緒的サポート動物は、介助動物とは見なされなくなる。
- ・航空会社は、介助動物を連れて旅行する個人に対し、介助動物の健康、行動、訓練を証明する運輸省が開発したフォーマットの文書を旅行日の48時間前までに要求することができる。
- ・航空会社が介助動物を連れて旅行する障害のある乗客に、オンラインチェックインではなく空港でのチェックインを求めることを禁止する。
- ・航空会社は、障害のある乗客一人に対して介助動物を2匹までに制限できる。
- ・航空会社は、乗客に対し介助動物を足元に収まるように要求できる。
- ・航空会社は、空港内および航空機内で、常に介助動物にハーネスをつけたり、ひもでつないだりすることを要求できる。
- ・攻撃的な行動を示したり、他人の健康や安全に直接脅威を与える介助動物を輸送航空会社が拒否することを引き続き許可する。
- ・航空会社が、犬種のみに基づいて介助動物の輸送を拒否することは引き続き禁止する。

同規則は、官報に公開された日から30日後に発効します。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://www.transportation.gov/briefing-room/us-department-transportation-announces-final-rule-traveling-air-service-animals>

[米国]アムトラックが鉄道駅のアクセシビリティ改善に合意

2020年12月2日、司法省(Justice Department)は、米国の鉄道会社大手のアムトラック(Amtrak)と鉄道駅のアクセシビリティ改善についての合意に達したと発表しました。

アムトラックは、「障害のあるアメリカ人法(Americans with Disabilities Act.: ADA)制定から20年後(2010年7月26日)までに鉄道駅をアクセシブルにする義務があったのですが、それを守っていないために法務省がこれまで改善を求めてきました。今回の合意により、アムトラックは都市間鉄道駅をアクセシブルに改善していくことを約束しました。今後10年間で、少なくとも135の駅をアクセシブルに設計し直し、そのうちの90の駅の改修を完了し、また、少なくとも45の駅の改修にとりかかるとのことです。さらに、スタッフの訓練等も実施します。

また、和解金として225万ドルを支払い、それをもとに基金を設立し、利用に大きな問題があった78駅を利用した、または、利用しようとした移動障害者が請求した場合に補償金を支払います。

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://www.justice.gov/opa/pr/justice-department-settles-amtrak-resolve-disability-discrimination-across-its-intercity-rail>

[米国]海軍が特別教育を必要とする軍人の子どものための弁護士を雇用

米国の軍事報道新聞「星条旗(Stars and Stripes)」の12月16日付記事によれば、海軍は、軍人の家族のための試行事業として、特殊教育法専門の2人の弁護士を雇用することにしたとのことです。

軍人は転勤が多いため、特殊教育を必要とする児童をかかえる家族は、転勤のたびに異なる学校制度に適応し社会資源を活用しなければならないため、それらの家族を法的に支援するための弁護士が活動します。家族の不安を解消することで軍人が安心して働けるとしています。

この試行事業は、以前から実施されており、ペンタゴンによれば、24,046人の家族メンバーが参加しており、ケースマネジメントサービスや社会保障給付の相談なども受けることができるということです。今回、新たに弁護士を雇用することにしました。

記事は下のサイトにあります。

<https://www.stripes.com/news/us/navy-hires-special-education-attorneys-as-part-of-pilot-program-for-families-1.655271>

[英国]スコットランド政府が児童障害手当の支給開始時期を公表

2020年12月8日、スコットランド政府は、児童障害手当(Child Disability Payment)の支給開始時期を公表しました。それによれば、ダンディーシティ(Dundee City)、パース・キンロス(Perth and Kinross)、ウェスタン・アイルズ(Western Isles)の3地区は、2021年夏から、2021年秋からはスコットランド全土で申請を受け付けるとのことです。

1998年スコットランド法によって創設されたスコットランド議会は、防衛、外交、医薬品、武器、エネルギー、交通、通貨などイギリス政府・国会に留保すると定められたものを除くすべての分野について立法権を持つようになり、個別介護の無料化、大学教育の無料化、地球温暖化対策など独自の政策を次々に実行に移してきました。

障害児者のための手当制度についても、イギリス政府の障害生活児童手当(Disability Living Allowance for Children)に代えて児童障害手当、個別自立手当(Personal Independence Payment)に代えて成人障害手当(Adult Disability Payment)、参加手当(Attendance Allowance)に代えて年金年齢障害手当(Pension Age Disability Payment)を今後給付する予定になっています。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://www.gov.scot/news/child-disability-payment-pilot-areas-announced-1/>

[オーストラリア]クイーンズランド州で障害者サービス従事者の監視を強化する法律が成立

2020年12月11日、クイーンズランド州議会で新しい法律が通過しました。法律名は、「障害サービス法と関連法(労働者審査)改正法(Disability Services and Other Legislation (Worker Screening) Amendment Bill 2020)」です。

この法律は、障害のある人々の安全確保のために、性的犯罪や重大な暴行犯罪などで有罪判決を

受けた個人が国民障害保険制度(NDIS)において施設職員等として働くことを監視することを認めるものです。

この法律改正により、このような人々の採用の際には過去の経歴などの情報を詳しく調査することが認められます。また、障害のある人々に害を及ぼすほどの容認できないリスクがある場合には就労許可を取り消すことができます。

この法律の背景には、オーストラリアの障害者施設などで障害のある人々に対する虐待がしばしば発生していることがあります。

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://www.parliament.qld.gov.au/work-of-assembly/bills-and-legislation/whats-new>

法律は下にあります。

<https://www.parliament.qld.gov.au/documents/tableOffice/TabledPapers/2020/5720T254.pdf>

[カンボジア]障害者に運転免許証発行

2020年12月12日、政府系のAgence Kampuchea Press(AKP)によれば、政府は、障害者に運転免許証を発行することです。公共事業・公共交通省が、保健省、社会問題・退役軍人・青少年リハビリテーション省との共同声明の形で発表しました。

カンボジア王国政府が優先事項として挙げている障害者の権利の享受を目的にしています。

障害者は、軽度、中度、重度の区分に基づき試験を受けます。また、障害のレベルにより、運転する自動車の改造が必要かどうかが決まります。

カンボジア人の障害者は有効期間が10年、外国人は1年となっています。

記事は下のサイトにあります。

<https://www.akp.gov.kh/post/detail/223472>

[ラオス]障害者人口統計を公表

2020年12月16日付のラオス・ニュース・エージェンシーの記事によれば、ラオス統計局は、ラオスの障害者人口統計を公表することです。

ハンディキャップ・インターナショナルとノルウェー外務省の支援を受け、ラオス統計局が2015年に実施した第4回人口・住宅国勢調査のデータをもとに作成されたとのこと。

それによれば、ラオスには160,800人以上障害のある人々が暮らしており(5歳以上人口)、障害発生率は、道路のない農村部3.33%、道路のある農村部2.86%、都市部では2.48%となっています。

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島)

<http://kpl.gov.la/En/Detail.aspx?id=56808>

情報フォルダー

高次脳機能障害者に対する諸外国の支援事情

神奈川工科大学 小川 喜道

1. はじめに

先進諸国における高次脳機能障害への取り組みは、1980年代以降に発展してきたと思われませんが、筆者がかつて勤務していた身体障害者更生施設(障害者総合支援法という自立訓練)の1985年から1990年代にかけては訓練効果も十分見られずに試行錯誤が続いていました。それは、脳の損傷による後遺症状が複雑で、例えば、記憶障害、注意障害、意欲・発動性の低下、抑制力の低下、見当識障害、遂行機能障害などを呈することから社会生活に向けた支援が思うように組み立てられなかったことも一因だと思われま

2. アメリカの支援事情

そこで、1990年にアメリカでの高次脳機能障害に対するリハビリテーションを見聞する機会をいただきました。アメリカでは、いわゆる認知リハがすでに系統的に行われていたことと高次脳機能障害を専門に対応するケースマネジメントが展開されていました。当時日本では、この障害に特化したプログラムはまだ十分に開発されていたとは言えず、2001年から国内でのモデル事業開始という段階でした。アメリカの特徴として、大きく2点を示すことができます。それは当事者・家族の組織化、啓発活動が進んでいることです。アメリカでは、1980年に数組の当事者家族と専門家が組織化に向けた話し合いを行い、アメリカ脳損傷協会(Brain Injury Association of America、当初はNational Head Injury Foundationと呼称)が発足しています。活動の一つとしては脳損傷スペシャリスト(Brain Injury Specialist)としての研修を行い、修了証を発行したり、障害予防の啓発活動をするなど、積極的な活動を今日まで続けています。もう一つの特徴は法整備です。アメリカには、外傷性脳損傷法(Traumatic Brain Injury Act)があり、その目的として、外傷性脳損傷の原因を減らすこと、予防、治療、リハビリテーションに関する調査の推進、リハビリテーションと関連するサービスへの利用改善、などが掲げられています。ちなみに法律は、1996年に成立後、2000年、2008年、2014年と改正されています。

アメリカは人口約3億2,700万人ですが、外傷性脳損傷による年間死亡者数56,800人、288,000人が入院という状況であり、交通事故、犯罪などに巻き込まれる例が多いため、その対策は急務であり、また、リハの開発も進んでいる要因と言えます。

3. オーストラリアの支援事情

オーストラリアは、日本よりも8倍ぐらいの面積がありながら、人口は2,500万人程度(2020, 豪州統計局)です。大半が都市部に住んでおり、地方で交通事故に遭うと救命救急が遅れることも考えられます。後天性脳損傷の数はやや古い統計になりますが、432,700人(2004)と言われています。1986年に全豪脳損傷協会(Brain Injury Australia)が立ち上がり、また、クィーンズランド脳損傷協会(Brain Injury Association of Queensland、現在Synapse Inc.と呼称)では「ライフスタイル・サポート・サービス」と称して、自立に向けた身の回りの援助や家事、地域とのつながりを訪問型で支援し成果をあげています。オーストラリアでは、障害者支援法(Disability Care Australia 2013)が施行され、援助の原則は「本人中心」、一人一人の生き方を尊重する「ライフスタイル」が挙げられています。そして、障害者サービスとして、居住及びコミュニティケア・プログラム、セルフ・アセスメントの申請書からスタート(やりたいこと、趣味、強みなどを記入)するようになっています。特に高次脳機能障害には、上記にも示した、ライフスタイル・サポートワーカーの存在、脳損傷アウトリーチサービスや移行型グループホームなど、当事者のニーズに応えるメニューが存在します。とりわけ、グループホームからさらに独立した生活に移行するプログラムが行われていることは幅広い選択肢を用意した支援と言えます。

4. イギリスの支援事情

イギリスの人口は、6,680万人(2016年)(イングランド 5,526万人)であり、後天性脳損傷患者数(2016年度)は348,453人(内訳: 外傷性脳損傷155,919人、脳卒中132,199人)で、2005年度に比して、10%増と言われています。重度の外傷性脳損傷者数は、毎年、1~2万人と推計されており、受傷危険率が高いのは、15~24歳、及び75歳以上と言われています。また、リハビリテーション医学会の報告では、軽度の外傷性脳損傷(MTBI)

の20%は、頭痛・めまい・疲労・集中力の欠如・記憶の低下・刺激過敏・気分のむらなどを呈しているとされています。

なお、脳損傷の救命救急医療から社会復帰へのプロセスの中で、地域リハビリテーションが位置づけられており、高次脳機能障害も対象に退院後のフォローがされています。そして、各地域において地域リハビリチーム(Community Rehabilitation Team(CRT))が活動しています。ただし、その組織の整備状況は地域ごとに異なっていますので、一律全国に同等のチームが存在するわけではありません。

また、退院後の進路は、①専門職による継続的ヘルスケア、②保健とコミュニティケア(福祉サービス)のジョイント・パッケージ、③コミュニティケア・パッケージ(福祉サービスを中心に受ける)に大きく分かれます。そして、ケア及びサポート・サービス(福祉サービス)の原則(ケア法2014)は、オーストラリアと似ていて、「本人中心のサービス」(Person-centred)、「望むアウトカム」(Desired Outcomes)、「テイラーメイド」(Tailor Made)などが挙げられています。特に、介護に当たる家族がアセスメントを受ける権利を持っており、もし困難を抱えていた場合には、それに対応したサービスを受けることができます。

イギリスの脳損傷ネットワークの大きなものは次の2つがあります。英国後天性脳損傷団体UKABIF(The United Kingdom Acquired Brain Injury Forum)、当事者家族は会費無料、専門職は25ポンドとなっています。もう一つは、脳損傷ソーシャルワーカー協会BISWG(The Brain Injury Social Work Group)で、加入者はソーシャルワーカー、ケースマネジャー、医療専門職、弁護士などとなっています。こうして、各種脳損傷団体が、それぞれのニーズに応じて、横の連携を作っています。日本においても高次脳機能障害支援コーディネーターを核にして多様な領域の人たちを巻き込んだネットワークを創出して、将来あるべき支援システムを構築する必要があると思われます。

イギリスでは1980年に当事者家族、ケアラー、専門職が参加したヘッドウェイ(Headway)が福祉団体として登録されています。この団体は、各地にヘッドウェイ・ハウスを運営し、重い脳損傷者の長期リハ及びケアを行っています。

国際動向をみると、国際脳損傷協会(International Brain Injury Association)は2年ごとに世界会議を開催していますが、2019年第13回世界会議(カナダ・トロント)では約1,400名が参加、主として専門職であるリハ医、神経科医、精神科医、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、ソーシャルワーク、看護師など多職種です。セッション分野は、疫学、急性期医療、リハ、工学的支援、生活など多岐に渡っています。職種別にみれば、後天性脳損傷に対するソーシャルワーカー国際ネットワーク(International Network for Social Workers in Acquired Brain Injury)があり、イギリス、アイルランド、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、インド、スウェーデンなどが情報交換を行っています。

そして、これからの取り組みのキーワードとして「ピアサポート(peer support)」「ピア・ツー・ピア(peer to peer)」が挙げられます。これらは、各国の脳損傷団体の活動の重要な用語となっており、障害の共通性、多様さなどを他者と共有し、力を高めています。当事者が葛藤を力に変え、互いにそれを分かち持つこと、このことは、専門職に求められる支援に必要な視点と思われます。

参考サイト

- 1) アメリカ脳損傷協会: <http://www.biausa.org/>
- 2) オーストラリア脳損傷協会: <https://www.braininjuryaustralia.org.au/>
- 3) イギリス・ヘッドウェイ: <https://www.headway.org.uk/>
- 4) 国際脳損傷協会: <http://www.internationalbrain.org/>
- 5) イギリス脳損傷ソーシャルワーク・グループ: <http://www.biswg.co.uk/>
- 6) ヘッドウェイ・イースト・ロンドン: <http://headwayeastlondon.org/>
- 7) クィーンズランド脳損傷協会: <http://synapse.org.au/>